
No. 25

2003年12月発行

淀川水系 流域委員会

委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第25回委員会の内容 P.1
 - 第25回委員会の説明資料より抜粋 P.4
 - 配付資料リスト P.10
 - 委員会 委員リスト P.11
 - これまで開催された会議等について P.13
 - 配付資料及び提言の閲覧・入手方法・ご意見受付 P.14
-

平成15年9月30日(火)、第25回委員会が行われました。



【大阪府立体育会館にて】

第25回委員会の内容

第24回委員会以降の状況報告が行われたあと、意見書作成方針に関する意見交換が行われ、その後、河川整備計画基礎原案に対する意見書の素案について説明および意見交換が行われました。

第25回委員会結果概要

開催日時：2003年9月30日（火） 13:30～18:15

場 所：大阪府立体育会館 第2競技場

参加者数：委員36名、河川管理者20名、一般傍聴者286名

庶務作成

1 決定事項

- 「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書」の構成は次の4部構成とし、次回委員会（10月29日）での確定をめざす。
 - I 河川整備の方針について：基礎原案1～4章についての委員会の意見。
 - II 河川整備の内容について：基礎原案5章（整備内容シートを含む）についての委員会の意見。
 - III 計画策定における住民意見の反映について：委員会の意見。住民参加部会にて案を作成する。
 - IV 部会意見：各部会にて作成する。
- 各委員は10月13日までに意見書（素案）（資料2-2）への意見を提出する。
- 今後の流域委員会についての具体的な内容は、意見書とりまとめ後、1ヶ月程度で数名の委員で案を作成し全委員に諮る。

2 審議の概要

①第24回委員会以降の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、委員会、部会等の開催状況が説明された。

②意見書の作成方針に関する意見交換

資料2-1「委員会意見書の作成方針（案）」を用いて、意見書の構成、作成スケジュール、今後の流域委員会、について説明が行われ、「1 決定事項」の通り、了承された。なお、整備内容シートに対する意見については、できるだけ地域別部会で各部会関連部分について意見集約した後、作業部会にて案を作成することとなった。

③意見書（素案）一河川整備の方針についてーに関する意見交換

作業部会リーダーの今本委員より、資料2-2「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書（素案）一河川整備の方針についてー」（意見書のIにあたるパート）の説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」の通り。

④一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者5名から発言があった。主な意見は「3 主な意見」の通り。

3 主な意見

①意見書（素案）一河川整備の方針についてーに関する意見交換

作業部会リーダーの今本委員より、資料2-2「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書（素案）一河川整備の方針についてー」（意見書のIにあたるパート）の説明が行われた後、意見交換が行われた。

（主な意見）

＜流域全体としての対応について＞

- 意見書（素案）では、基礎原案での指定区間にに対する記述を評価しているが、「流域全体・社会全体で対応する」という提言の観点から考えると、「もっと強く記述すべき」と意見すべきだ。また、関係省庁、自治体等の連携についても、積極的かつ主体的に連携していくべきという提言の立場から記述した方がよい。
- 河川管理者が整備計画の中で権限や法的な根拠の及ばない部分にまで言及できるように、河川管理者を支援する意味も込めて、「河川管理者は自らの権限外のことにも踏み込んでいかなければならない」と意見書の前段で明記しておいた方がよい。
- 意見書（素案）の2頁に「縦割り行政を打破するための具体策についても言及するべき」とあるが、誤解を招く表現ではないか。表現について、再考頂きたい。
- 琵琶湖の漁業は想像以上に逼迫している。水質の悪化、底質の砂泥化、農業廃水による汚濁等、さまざまな問題が漁業に深刻な影響を与えている。このままでは琵琶湖が持たない。国と自治体と漁業関係者が、連携するだけではなく、まさに一体となってやっていかなければならぬ。

＜河川整備の目標について＞

- 狭窄部上流の浸水被害を解消・低減するための対策として、整備の対象とする流量は、既往最大と確率洪水の2つで対応していくべきということか。
 - 多くの河川では、確率洪水によって対象とする流量を決めている。これを既往最大に変更するなら、慎重にやるべきだということ。どちらにするか、本委員会で結論するのは難しい。（作業部会リーダー）
 - 狭窄部上流の治水対策は、やはり、地元の住民との対話によって決定していくべきだろう。河川管理者が情報を提供し、住民の意見を聴いて、考えていくべきだ。その結果として「既往最大」を下げることもあり得るだろう。（委員長）
- 素案の「3 治水」では、目標の達成期間を考慮して計画を立てるべきとしているが、これは整備計画全体にあてはまるので、意見書の前段に記述した方がよい。

＜社会的合意について＞

- 河川管理者は、委員会や自治体や住民の意見を反映しながら整備計画を策定していくことが社会的合意を得るシステムだと考えているが、これと社会的合意を得るということは、同じことなのか、別のことなのか、明確なご審議を頂きたい。（河川管理者）
 - 河川管理者と考え方は一致していると思うが、社会的合意の具体的な答えが見出せないとをご理解頂きたい。
 - 住民参加には、目的によっていくつかの形式があり、それぞれ機能が違っている。その中

第25回委員会の説明資料より抜粋

の1つが社会的合意と一致する可能性はあるが、住民参加全体が社会的合意と同じだとは限らない。住民参加の機能や形式ごとに考える必要がある。

＜住民参加について＞

- ・住民参加による川づくりの中での河川レンジャーの役割について、追記する必要がある。河川レンジャーには、河川管理者とともに、住民の川づくりへの参画を促進したり、住民意見を聴取する役割もある。
- ・河川管理者は、河川レンジャーの試行的な活動を三栖閘門周辺と山科川を対象に行って、その活動内容や役割等について検討していくとしている。特定の場所だけではなく、猪名川や琵琶湖でも検討を始めるべき。そのためには、主要な河川ごとに検討会をつくり、河川レンジャーの検討を進めていくべきだ。
- ・意見書(素案)の4頁に「広域的かつ統合的な管理機構(欧州におけるリバー・オーソリティをモデルとする)についての検討・実現が望まれる」とあるが、このリバー・オーソリティと河川レンジャーとの関係や住民意見の反映や住民参加の具体策について、意見書の中で明確にすべき。

※意見交換終了後、水資源開発公団から、H15年10月1日より独立行政法人水資源機構に組織変更されるにあたって、新機構の企業理念、業務内容等について説明が行われた。

②一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者5名から発言があった。主な意見は次の通り。

- ・前回委員会での滋賀県知事の意見も一般意見と同等の扱いをするという決定は承知した。今後、滋賀県としてはこの決定を踏まえた対応をしたい。
- ・基礎原案では、淀川環境委員会について何も述べられていない。整備計画では、淀川環境委員会についても、明確に位置付けるべきだ。
- ・意見書(素案)では、確率洪水による治水安全度の考え方で優位性を認めているが、これは委員会の合意事項なのか。
→意見書(素案)の確率洪水に関する記述は一般論であり、この委員会で確率洪水が優位と決めたわけではない。(作業部会リーダー)
- ・基礎原案には大津放水路の2期区間の記述がない。大津市南部には東海道本線や名神高速道路等、都市機能が集中しており、洪水が発生すれば、大変なことになる。整備計画では、大津放水路の2期区間の事業内容や期間について明確にして頂きたい。
- ・今日出された整備方針に関する意見書(素案)は、提言と同じ観点から書かれており、安堵している。整備内容に関する意見も同じ観点で作成頂きたい。

以上

第25回委員会では、資料2-2「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書(素案)一河川整備の方針について」をもとに、意見書とりまとめに向けた意見交換が行われました。以下に、資料より一部を抜粋して掲載いたします。なお、資料2-2では「淀川水系河川整備計画基礎原案」を「原案」と省略して表記しています。

目次構成

●はじめに	4 利水	8 関連施設
1 計画策定・実施	5 利用	9 住民参加
2 環境	6 維持管理	●おわりに
3 治水	7 ダム	

1 計画策定・実施

(1) 対象範囲・対象期間

新たな河川計画の策定に際しては「流域住民にとっての河川整備」「流域自然生態系のなかでの河川整備」をつねに意識して取り組む必要がある。「原案」では、「淀川水系流域委員会ならびに関係住民・自治体等から意見を聴き、それを尊重して今後20~30年間の河川整備に反映させる」、「主として淀川水系の指定区間外区間(大臣管理区間)を対象にし、それに係わる指定区間・流域、あるいは沿岸海域への影響も視野に入れる」としており、これらは評価に値する。ただし、淀川水系全

域を線としてではなく、面としてさらには3次元的な淀川水系を考慮した河川管理を目指すことが望まれる。このことは大規模で水系全体あるいは他水系まで影響を及ぼす広範な河川整備にあっては欠かせない視点である。

計画策定に際しては、つねに流域住民の安全・安心のための河川整備、流域住民から期待され信頼される河川整備、流域の自然生態系を重視した河川整備を十分認識して取り組む必要がある。

(2) 情報の共有、住民との連携・協働、関係団体との連携
「原案」では、「河川に関する情報を積極的に収集し」、「これらを解りやすく表現して発信する」、「流域住民との意見交換を継続的に行う」としており、従来の河川行政の姿勢から一步踏み出したものと評価できる。しかし、情報の発信を河川管理者側から行うにとどめず、流域住民にあらゆる情報を速やかに公開し、意見を反映させる努力が必要である。

今後の河川整備において、「原案」では計画の

検討段階から関係住民、住民団体等との連携を積極的に行い、合意形成に向けて日常的に信頼関係を構築していくことが重要であるとしている点は大いに評価できる。この役割の一つを河川レンジャー(仮称)に期待しているが、その具体的な行動指針と任務については河川レンジャー(仮称)が機能を十分果せるような仕組みを検討し、流域委員会あるいは流域住民の意見が十分尊重されるよう期待する。

※議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

(後略)

2 環境

(1) 基本的な考え方

これまでの河川整備は治水および利水に重点がおかれ、生態系や水質の保全など河川環境に対する配慮が欠けていた。「提言」では、川づくりの理念の変革を求め、「自然は自然にしかつくれない」、「川が川をつくる」という認識のもとに、淀川水系がもつ多様な価値の復活に向けて、1960年代前半頃までの河川環境を目標として今後の河川整備を行うことを求めた。

「原案」の基本的な考え方では、「変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が形成された頃の河川環境を目標とする」とし、今後の河川整備では「川が川をつくる」のを手伝うという考え方を念頭に、湖や河川の連続性の修復をめざし、多様な形状をもつ河川への復元を図り、またこれまでの河川整備が河川環境に及ぼしてきた影響を真摯に受け止め、「流域的視点に立って社会環境・

(2) 自然生態系の保全、回復に向けた取り組み

「原案」では、「地域ごとの生物の生息・生育環境に配慮するため工事の施工法の検証や現状と変化を的確に把握するためのモニタリングを行い、結果をフィードバックするという順応的手法を採用する」、「琵琶湖の水位操作をはじめとするダム・堰の操作については、治水・利水への影響を考慮しつつ、できるだけ自然流況に近い流況を実現するよう運用する方向で検討を行う」、「河川に流れ込む支流や水路などを含めた河川の横断形状および縦断形状の連続性を確保する」、「湖と河川や陸域との連続性をもった生物の生息・生育環境の保全・再生を関係機関と連携して検討する」などとしており、これらはいずれも自然・生態系の保全・再生に向けた取り組みとして高く評価できる。

しかし「原案」が目標とする河川環境は、実施

自然環境への影響を十分に踏まえ、既存の計画にとらわれることなく、柔軟に見直しを行う」と明言している。また、河川環境を大きく改変するダム計画については、事業中のダムについてさらに詳細な調査検討を行い、その間の工事を必要最小限のもの以外は着手しないとしている。これらはいずれも従来の河川整備計画の視点からは画期的なものであり、高く評価できる。

しかし、基礎原案の「整備計画の方針」や「具体的な整備内容」では、当面実施可能な事業による現状改変に大きな比重を置くあまり、従来型の利水・治水事業の抜本的見直しへの躊躇が見られる。また、流域環境の維持管理の時代にあって、流域を一体とした自然環境・生態系機能の回復や水質環境の統合的管理に向けた多様な代替案の検討も大きな課題として残っている。

すべき河川整備の方向性を示しているものの、未だ抽象度の高い具体性を欠いた目標となっている。目標を実現するためには、達成度を具体的に評価する指標を速やかに検討・作成すること、農林水産部局などの関係機関との連携を含めた実現の手段と時系列的な取り組みを明確にする必要がある。また、試行錯誤を繰返しつつ熟度を高めていく河川環境整備計画プロセスとして、「河川環境自然再生化計画」を全体計画のなかに適切に位置づけることが重要である。

また、事業中のダムについては、生物の生息・生育環境の保全・再生や生態系機能の回復をめぐる対症療法的なプラスの効果を模索しているものの、ダムが引き起こす長期的な非可逆的影響への考察が欠けており、精査・検討が必要である。

(後略)

3 治水

(1) 基本的な考え方

これまでの治水・防災は、「河川や地域ごとに社会的重要度に応じた規模の洪水を対象として水害の発生を防止する」ことを目的としてきたが、これには長い期間と莫大な経費が必要なため、目標達成の目途が立たないうえに、対象規模以上の洪水に襲われた場合には大きな被害を発生させる可能性があるという基本的な欠陥がある。さらに、治水・防災を目的とした河川整備により、河川の環境に悪影響がもたらされた事実も見逃すことができない。

このため流域委員会は、これから治水計画で

(2) 破堤による被害の回避・軽減

(1)に示された基本的な考え方を実現する施策として、「破堤による被害の回避・軽減」と「狭窄部上流および琵琶湖沿岸等における浸水被害の軽減」を挙げ、前者を最優先で取り組むとしている。このことは「現在の堤防は必ずしも防災構造物としての安全性について十分な信頼性を有しているとはいえない」という事実に対応するもので、きわめて適切な選択である。

また、「破堤による被害の回避・軽減」するための具体的な施策として、

- 1) 自分で守る(情報伝達・避難体制整備)
- 2) みんなで守る(水防活動・河川管理施設運用)
- 3) 地域で守る(街づくり・地域整備)

4) 堤防強化対策を実施する

を挙げており、「自分で守る」という住民自身の治水・防災における責任を明らかにしたことは高

く評価できる。また、3)の街づくりでは土地利用の規制・誘導にまで言及しており、今後の河川整備の方向として実現が強く望まれる。

4)の堤防強化対策については、「強化方策として高規格堤防と堤防補強を行う」とし、「淀川堤防強化対策委員会」で審議し、審議結果を流域委員会に諮問するとしている。堤防補強は今後の治水・防災を支配するともいえるきわめて重要な案件であるが、これまで土堤にこだわるあまり新たな補強については検討することにすら躊躇してきたきらいがある。土堤以外の新たな工法についても積極的に検討・採用するよう強く要望する。

なお、一定の選定基準によって行われた緊急堤防補強区間の選定は概ね妥当であり、早期の実施が望まれる。

(3) 浸水被害の軽減・解消

「原案」では、狭窄部上流における対策として「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標

として検討する」としているが、これには次の二つの問題が指摘される。

(後略)

4 利水

(1) 基本的な考え方

これまでの利水では、利水者・自治体等による水需要予測を積み重ね、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により確保してきた。しかし、河川水は有限であり、環境面からも取水量に制限があるうえ、ダムや堰等は環境を悪化させるため、際限なく水資源を開発することはできない。

このため、「提言」では、「水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理・抑制する

「水需要管理」へと転換する必要があるとしている。「原案」では、利水についての基本的な考え方として、「水需要の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直す」、「水需要の抑制を図るべく利水者や自治体との連携を強化する」としているが、水需要管理へ一步踏み出したものとして注目に値する。

(2) 水需要の抑制

利水に関する整備方針として「水需要の抑制」を最初に挙げるとともに、具体化する方策として、「水需要の精査確認」、「水利権の見直しと用途間転用」、「既存水資源開発施設の再編と運用の見

直し」を取り上げている。これらはいずれも「提言」が示した方向に一致しており、積極的に推進することを要望する。

(後略)

6 維持管理

(1) 河川管理施設の機能保持

河川管理施設の中で最も重要な一つである堤防には土構造物としての長所・短所が併存しており、日常の監視により欠陥を発見・補修することが特に重要である。堤防の監視は主として担当者の目視によるのが現状であるが、水防団や河川レンジャー（仮称）さらには住民の協力を仰ぐことも必要であり、堤体内部の欠陥を検出する新たな機器の開発も重要である。

除草時期については梅雨期や台風期の前に実施

するとしているが、さらに生態系への考慮が望まれる。

水閘門・堰・排水機場・樋門等については「老朽化」のほかに操作員に関する問題もあり、自動化に向けた検討を期待する。

河川浄化施設については効果に疑問があるものもあり、調査検討により「見直す」としたことを見直す評価したい。

(2) 許可工作物(橋梁・樋門・魚道)

橋梁・樋門のほか河川管理者以外が管理する施設・工作物については河川管理施設に準じた取扱いが求められるが、維持・管理に問題がある施設

もある。単なる「指導」にとどまらず、適切な取扱いの実施が強く求められる。

(後略)

5 利用

(1) 基本的な考え方

河川の「利用」は「環境」面などの諸課題と密接に関係しているが、「相互に関連していることを十分認識して対応する」とした河川管理者の認識は「提言」の精神に通じている。

「川を自然に返す」すなわち「川の再自然化」は今後の河川管理の重要な課題の一つである。その意味で「川が川をつくる営みの場を保障すること」

が新たな河川の「利用」の前提でなければならぬ。「原案」では、環境教育を推進する場という観点を含めて「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とするとしており、「河川生態系と共生する利用」の推進に役立つものとして評価したい。

(2) 河川整備の方針等について

①水面利用

「水上オートバイやプレジャーボート等の秩序ある水面利用の適正化と、カヌーや手こぎボートの円滑な水面利用の実現」は、いずれも妥当な方

向性である。さらに、「川でなければ出来ない利用」としての、「水を利用した遊び」「水泳」「魚釣り」といったことについても配慮する必要がある。

(後略)

7 ダム

流域委員会は、ダムの役割を十分認識し、ダム建設を全面的に否定するものではないが、とくに慎重な議論を重ねた結果、自然環境および地域社会へ及ぼす影響が大きいため、計画・工事中を含む新たなダムは「原則として建設しない」とし、ダムが建設されるのは、「考えるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がない」ということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎる」と提言した。

一方、「原案」では、事業中のいずれのダムについても「調査検討」を継続するとしているため、現段階で評価し意見を述べることはできない。ただし、「調査検討の間は地元の地域生活に必要な道路や、防災上途中で止めることが不適当な工事

以外は着手しない」としたことは一定の評価に値する。

代替案については「さらに詳細な検討を行う」としているが、既存計画の抜本的見直しすなわち計画を中止することを含む幅広い検討が必要である。「原案」に示された既設ダムについての施策は概ね是認されるが、事業中のダムを前提とした治水・利水容量の振り替えなどの目的変更については、「調査検討」の結果をまって再検討すべきである。

ダム水源地域の活性化については「関係機関と連携して検討する」ことが新たに明記され、今後より有効な施策が講じられることを期待する。

ダム建設を理由として河川改修等がなされざりにされるなど種々の問題があるため、速やかにダム事業の「調査検討」の結論を出すことが重要である。

配付資料リスト

8 関連施設

淀川河川公園は年間520万人もの市民に活用されているが、「河川の生態系を分断しているところもあり、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている」との現状認識に基づいて、「原案」で「淀川河川公園基本計画の見直しを行う」としたことは評価できる。ただし、見

直しの検討を行う「淀川河川公園基本計画改定委員会(仮称)」には学識経験者・自治体に加えて住民代表を参加させることが望まれる。

また、「堤防補強対策の実施と連携した高水敷における公園の一体的整備」については、水陸移行帯を復活させる工夫が望まれる。

9 住民参加

「住民参加」は、住民と行政の協働型の望ましい川づくりを構築するうえで必要不可欠である。これには計画段階から推進に至る過程で、実効ある住民参加が保障されることが基本である。

「原案」では、「提言」に示した住民参加の主旨を真摯に受けとめ、実質的な住民参加のあり方をめざして模索しながら真剣に努力しており、大いに評価できる。

しかし、「原案」には住民参加の手続きが多くとり入れられてはいるが、その多くは住民意見を聞くなどの形式的なものである。住民参加を実効あるものとするためには、河川管理者が「これからの川づくり」に住民参加が不可欠であることを

正しく理解・認識して、その理念を明確に示すことが望まれる。

なお、1)住民参加を形骸化させないため住民参加のあるべき大綱を明示する、2)住民意見の反映ならびに社会的合意形成をはかるための客観的な手法を提示する、3)実効性ある住民参加をめざし対話集会を積極的に開催し改善していく、4)パートナーシップ構築の担い手を育成するため住民の自律による川づくりのための意識向上活動を積極的に支援する、5)流域住民間のネットワーク構築のための基盤整備、などが、今後さらに検討・改善されるべき課題である。

資料リスト		資料請求No
議事次第		R25-A
資料1	委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)	R25-B
資料2-1	委員会意見書の作成方針(案)	R25-C
資料2-2	淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書(素案) —河川整備の方針について—	R25-D
資料3	9月～10月の委員会、部会、運営会議の日程について	R25-E
参考資料1	委員および一般からのご意見	R25-F
参考資料2	基礎原案(整備内容シート含む)に対する委員からの意見 (2003/9/29 16:00現在)	R25-G
参考資料3	合意形成(社会的合意)について—委員からの意見—	R25-H
共通資料	淀川水系河川整備計画基礎原案: 河川管理者からの提供資料	R25-I

注: 紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.14の「配付資料及び提言の閲覧・入手方法」をご覧ください。



委員会 委員リスト

2003.9.30現在(五十音順、敬称略)

No.	氏名	対象分野	所 属 等	兼任状況	
				地域別部会	テーマ別部会
1	芦田 和男 (委員長)	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	-	治水部会
2	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	淀川部会	環境 利用部会 住民参加部会
3	池淵 周一 (利水部会長)	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	猪名川部会	治水部会 利水部会
4	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター 校長	琵琶湖部会	環境 利用部会
5	今本 博健 (治水部会長)	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	淀川部会	治水部会 利水部会
6	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会	環境 利用部会 治水部会
7	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	淀川部会	治水部会
8	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	淀川部会	利水部会 住民参加部会
9	嘉田 由紀子	地域 まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会	住民参加部会
10	川上 聰	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーキング・市民活動)	木津川源流研究所 所長 三重大学人文学部 非常勤講師	淀川部会	環境 利用部会 利水部会 住民参加部会
11	川那部 浩哉 (琵琶湖部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	琵琶湖部会	治水部会
12	川端 善一郎	生態系	京都大学生態学研究センター 教授	琵琶湖部会	環境 利用部会
13	紀平 肇	動物	中間法人 水生生物保全研究会 理事	淀川部会	環境 利用部会
14	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長	琵琶湖部会	環境 利用部会
15	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医 小竹医院 院長 淀川ネイチャーラブ 会長	淀川部会	住民参加部会
16	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授 永源寺町教育委員会 教育長	琵琶湖部会	環境 利用部会
17	宗宮 功 (環境 利用部会長)	水質(水質工学)	京都大学名誉教授 龍谷大学教授	琵琶湖部会	環境 利用部会
18	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	淀川部会	環境 利用部会 住民参加部会
19	田中 哲夫	漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然 環境科学研究所 助教授	猪名川部会	環境 利用部会
20	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会	環境 利用部会
21	田村 悅一	法律(行政法)	京都橘女子大学文化政策学部 教授	淀川部会	住民参加部会
22	塙本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネットと コーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会	住民参加部会
23	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然 環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会	環境 利用部会 利水部会

No.	氏名	対象分野	所 属 等	兼任状況	
				地域別部会	テーマ別部会
24	寺田 武彦 (淀川部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策 環境保全委員会 元委員長	淀川部会	利水部会 住民参加部会
25	寺西 俊一	経済(環境経済学、環境政策論)	一橋大学大学院経済学研究科 教授	-	環境 利用部会
26	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会	環境 利用部会
27	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	琵琶湖部会	環境 利用部会 治水部会
28	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会	利水部会
29	畠 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授	猪名川部会	住民参加部会
30	服部 保	植物(植物生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然 環境科学研究所 教授	猪名川部会	環境 利用部会
31	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	淀川部会	環境 利用部会
32	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	-	治水部会
33	畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表	猪名川部会	治水部会
34	藤井 純子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	琵琶湖部会	住民参加部会
35	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員 (住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	猪名川部会	環境 利用部会 利水部会
36	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	猪名川部会	住民参加部会
37	樋村 久子	地域 まちづくり (地域計画 景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	淀川部会	環境 利用部会 利水部会
38	舛屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会	環境 利用部会 治水部会 利水部会
39	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事 朝日漁業協同組合 監事	琵琶湖部会	環境 利用部会
40	松本 馨	地域の特性に詳しい委員 (地域自然保護活動、淡水生物調査、 環境 自然保護)教育)	池田 人と自然の会 代表	猪名川部会	住民参加部会
41	水山 高久	治山 砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	琵琶湖部会	治水部会
42	三田村 緒佐武 (住民参加部会長)	環境教育 (水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会	環境 利用部会 住民参加部会
43	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	琵琶湖部会	利水部会 住民参加部会
44	森下 郁子	動物	大阪産業大学 人間環境学部 教授	猪名川部会	治水部会
45	矢野 洋	水質	神戸市水道局水質試験所 所長	猪名川部会	環境 利用部会
46	山村 恒年	法律 行政法 環境法)	弁護士 元神戸大学教授	-	環境 利用部会 住民参加部会
47	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	淀川部会	環境 利用部会 治水部会
48	吉田 正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	-	環境 利用部会
49	米山 俊直 (猪名川部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	猪名川部会	住民参加部会
50	鷺谷 いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	-	環境 利用部会
51	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授	淀川部会	環境 利用部会
52	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	淀川部会	環境 利用部会

注 対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

これまで開催された会議等について

第25回委員会 平成15年9月30日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会	琵琶湖部会	淀川部会	猪名川部会	
第1回 ~第6回	平成13年開催	第1回 ~第8回	平成13年開催	
第7回	H14/2/1 金)	第1回 ~第10回	平成13年開催	
第8回	H14/2/21 木)	第11回	H14/1/26 土) (意見聴取の会含む)	
第9回	H14/3/30 土) (意見聴取の会含む)	第12回	H14/2/5 火) (意見聴取の会含む)	
第10回	H14/4/26 金)	第13回	H14/3/14 木)	
第11回	H14/5/15 水)	第14回	H14/4/5 金)	
第12回	H14/6/6 木) (現地視察)	第15回	H14/5/21 月)	
第13回	H14/7/30 火)	第16回	H14/6/24 月)	
第14回	H14/9/12 木)	第17回	H14/7/31 水)	
第15回	H14/12/5 木)	第18回	H14/10/1 木)	
第16回	H15/1/11 金)	第19回	H14/11/9 土)	
第17回	H15/1/24 金)	第20回	H14/12/14 土)	
第18回	H15/2/24 月)	第21回	H15/1/29 水)	
第19回	H15/3/27 木)	第22回	H15/5/19 月)	
第20回	H15/4/21 月)	第23回	H15/6/10 火)	
第21回	H15/5/16 金)	第24回	H15/7/18 金)	
第22回	H15/6/20 金)	第25回	H15/8/25 月)	
第23回	H15/7/12 土)	第26回	H15/9/24 水)	
第24回	H15/9/5 金)			
環境・利用部会	治水部会	利水部会	住民参加部会	
第1回	H15/3/8 土)	第1回	H15/3/8 土)	
第2回	H15/3/27 木)	第2回	H15/3/27 木)	
第3回	H15/4/10 木)	第3回	H15/4/10 木)	
第4回	H15/4/17 木)	第4回	H15/4/14 月)	
第5回	H15/5/29 木)	第5回	H15/8/25 月)	
第6回	H15/8/25 月)	第4回	H15/9/2 火)	
その他	設立会	H13/2/1 木)	シンポジウム	H14/6/23 日)
	発足会	H13/2/1 木)	拡大委員会	H14/11/13 水)
	第1回 合同懇談会	H13/2/1 木)	提言説明会	H15/1/18 土)
	第1回 合同勉強会	H14/4/11 木)		

配付資料及び提言の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び提言を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び提言は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。冊子の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号など「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。



ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願ひいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E-mail k-kim@mri.co.jp

■TEL 06-6341-5983

■FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務

(株)三菱総合研究所 関西研究センター内

淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.25

2003年12月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

研究員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島 2-2-2 (近鉄堂島ビル 7F)

TEL: (06) 6341-5983 FAX: (06) 6341-5984

E-mail:k-kim@mri.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーとともに、ホームページでもご覧頂けます。